

2021年3月

IFRS®基準
公開草案 ED/2021/3

IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS第13号及びIAS第19号の修正案

コメント期限：2022年1月12日
(2021年10月21日からコメント期限を変更)

公開草案

IFRS 基準における開示要求 －試験的アプローチ

IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案

コメント期限：2022 年 1 月 12 日

(2021 年 10 月 21 日から変更)

IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ

Exposure Draft ED/2021/3 *Disclosure Requirements in IFRS Standards – A Pilot Approach* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **12 January 2022** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-914113-16-1

IBN for complete publication (two parts): 978-1-914113-15-4

Copyright © 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the 'IASB® logo', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS 基準における開示要求 —試験的アプローチ

IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案

コメント期限：2022年1月12日

(2021年10月21日から変更)

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

公開草案 ED/2021/3 「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年1月12日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN（この部分）：978-1-914113-16-1

ISBN（公表物全体（2部構成））：978-1-914113-15-4

コピーライト © 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <http://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IASB® ロゴ’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

| | 開始ページ |
|---|-------|
| はじめに | 6 |
| コメント募集 | 8 |
| [案] IFRS 基準における開示要求の開発及び文案作成の際に当審議会が 使用するためのガイダンス | 20 |
| [案] IFRS 第 13 号「公正価値測定」の修正 | 23 |
| [案] IFRS 第 13 号の付録 B（適用指針）の修正 | 28 |
| [案] IFRS 第 13 号の付録 C（発効日及び経過措置）の修正 | 29 |
| [案] IAS 第 19 号「従業員給付」の修正 | 30 |
| [案] IAS 第 19 号の付録 A（適用指針）の修正 | 43 |
| [案] その他の IFRS 基準書の修正 | 45 |
| 審議会による 2021 年 3 月公表の公開草案「IFRS 基準における開示要求— 試験的アプローチ」の承認 | 47 |
| [案] IFRS 第 13 号に付属する設例の修正 | 48 |
| [案] IAS 第 19 号に付属する設例の修正 | 53 |
| 結論の根拠（別冊を参照） | |

はじめに

当審議会が本公開草案を公表している理由

国際会計基準審議会（当審議会）は、将来において IFRS 基準における開示要求を開発し文案を作成する際の自らのためのガイダンスを開発した（ガイダンス案）。当審議会は、このガイダンス案を適用して、IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の開示セクションの修正案を開発した。当審議会は、本公開草案を、ガイダンス案と IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案の両方に対するフィードバックを得るために公表している。

利害関係者は当審議会に、財務諸表において開示される情報に関する 3 つの主要な懸念を有していると述べた。総称して「開示の問題点」と呼ばれるこれらの懸念は、財務諸表の内容が次のようであるというものである。

- (a) 目的適合性のある情報が十分でない。
- (b) 目的適合性のない情報が多すぎる。
- (c) 提供される情報の伝達が効果的でない。

このフィードバックにより、当審議会は開示に関する取組みを設けた。同取組みは、財務諸表における開示の有効性を改善する方法を探求するプロジェクトのポートフォリオである。2017 年 3 月に、当審議会は、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」（ディスカッション・ペーパー）を、開示の問題点に対処するための考えられるアプローチに関してのフィードバックを得るために公表した。

ディスカッション・ペーパーに対する多くのコメント提出者が、開示の問題点は多面的で、それに対処するにはすべての利害関係者のインプットが必要となるという点で当審議会に同意した。さらに、ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者のほぼ全員が、開示の問題点の一因は、当審議会が IFRS 基準における開示要求を開発し文案を作成する方法であると述べた。

このフィードバックに対応して、当審議会は、「開示に関する取組み－的を絞った基準レベルの開示のレビュー」のプロジェクトに着手することを決定した。当審議会は、このプロジェクトの一部として、本公開草案における提案を開発した。このプロジェクトの目的は、当審議会が IFRS 基準における開示要求を開発し文案を作成する方法を改善して、それらの要求事項を適用する企業がより有用な情報を財務諸表利用者に提供するようにすることである。当審議会は、この目的を満たすために次のようなアプローチを採用することを決定した。

- (a) ガイダンス案を開発する。
- (b) そのガイダンス案を 2 つのテスト用の基準書（IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号）の開示セクションに適用する。それらの基準書を適用して作成した財務諸表における開示の有用性を改善し、ガイダンス案をテストし改善するためである。
- (c) ガイダンス案を織り込んで、テスト用の基準書の修正の公開草案を作成する。

本公開草案における提案

本公開草案は次のものを含んでいる。

- (a) ガイダンス案
- (b) 次のもので構成される IFRS 第 13 号の修正案
 - (i) 財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的及び具体的な開示目的
 - (ii) 財政状態計算書において公正価値で測定しないが公正価値を開示する資産及び負債についての具体的な開示目的
 - (iii) 企業が具体的な開示目的を満たすことを可能にする情報項目
- (c) 次のもので構成される IAS 第 19 号の修正案
 - (i) IAS 第 19 号の範囲に含まれる従業員給付についての全体的な開示目的
 - (ii) 確定給付制度についての具体的な開示目的
 - (iii) 企業が確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすことを可能にする情報項目
- (d) IAS 第 34 号「期中財務報告」及び IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」の結果的修正の提案

本公開草案は、開示目的に記述された利用者ニーズを満たすために必要とされる情報に言及している。企業は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「重要性がある」の定義を適用して、情報が財務諸表に含めるだけの重要性があるかどうかを判断する。

誰がこのプロジェクト提案の影響を受けるのか

ガイダンス案は当審議会のための文書である。ガイダンス案の目的は、当審議会が将来において、財務諸表における意思決定有用性のより高い情報をもたらす開示要求を開発するのに役立つことである。当審議会がガイダンス案におけるアプローチを適用とした場合、すべての企業、監査人、規制当局及び IFRS 基準を適用して作成された財務諸表の利用者が影響を受ける可能性がある。したがって、当審議会は、ガイダンス案の実務的な影響について、財務報告に関心のあるすべての人々からのフィードバックに関心がある。

即時の影響

当審議会は、本公開草案において、ガイダンス案を適用して IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号を修正することを提案している。当審議会は、これらの提案は、IFRS 基準に従って公正価値測定及び従業員給付に関する情報を財務諸表において開示する企業、並びに当該財務諸表のすべての利用者に影響を与えると予想している。この提案は、公正価値測定及び従業員給付に関する情報を監査する監査人、並びに IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号における開示要求への準拠を執行する規制当局にとっても関連性がある。

当審議会は現在、ガイダンス案を IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の開示セクションのみについてテストしている。したがって、ガイダンス案は他の IFRS 基準書の開示セクションには直ちに影響を与えない。

将来の影響

当審議会は、本公開草案に対するフィードバックを、将来の基準設定活動においてガイダンス案を使用すべきかどうかを決定するにあたり考慮する。その際に、当審議会は、本公開草案に関する公開協議からのフィードバックが、ガイダンス案の適用が開示の問題点への対処に寄与し、利害関係者が注記における開示の財務諸表利用者にとっての有用性を改善するのに役立つのかを、どの程度示唆するのかを考慮する。

当審議会が将来の基準設定活動においてガイダンス案を使用することを決定する場合には、ガイダンス案は本公開草案に対するフィードバックに照らして更新される可能性がある。結果としてのガイダンスは、当審議会及び利害関係者の適用の経験を生かして、時とともに変更されることにもなる。ガイダンス案を使用して他の IFRS 基準書の開示セクションを修正する（又は新たな IFRS 基準書の開示セクションを開発する）決定には、当審議会が新たな IFRS 基準書又は基準書の修正の提案に関する通常のプロセスを経ることが必要となる。

今後の手順

当審議会は、IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の開示セクションの修正案を最終確定するかどうかを決定する前に、本公開草案に対するコメントレター及び公開協議からの他のフィードバックを考慮する。フィードバックは、IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号についてテストした後に、当審議会がガイダンス案を基準設定活動において使用することを決定する場合に、ガイダンス案を改善すべきかどうか及び改善の方法を当審議会が決定することにも役立つであろう。

コメント募集

当審議会は、本公開草案（特に、以下に示す質問）に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案において翻訳が困難な語句を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを募集している。

将来の IFRS 基準における開示要求の開発についてのガイダンス案

本公開草案の DG1 項から DG13 項は、ガイダンス案を記述している。ガイダンス案を適用する場合、当審議会は次のようにすることになる。

- (a) 財務諸表利用者の全体的なニーズを記述している全体的な開示目的に準拠することを企業に要求する。当該目的に準拠するために、企業は、具体的な開示目的に準拠することによって注記において提供される情報が、利用者の全体的な情報ニーズを満たすのに十分かどうかを評価することを要求される。そうした情報が不十分である場合には、企業はそれらの利用者の情報ニーズを満たすために追加的な情報を提供することが必要となる。
- (b) 財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを記述している具体的な開示目的に準拠することを企業に要求する。当該目的に準拠するために、企業は、その利用者の詳細な情報ニーズを満たすために必要とされる、取引、他の事象又は状況についてのすべての重要性がある情報を開示することを要求される。具体的な開示目的は、それらの目的を満たすために提供される情報が、財務諸表利用者が何をするに役立つことを意図しているのかの説明で補足される。
- (c) 具体的な開示目的のそれぞれを満たすための情報項目を識別する。企業は、具体的な開示目的を満たすために開示すべき情報を決定するために、判断を適用することが必要となる。当審議会在具体的な情報項目の提供を企業に要求するのは、当該情報項目が具体的な開示目的を満たすために不可欠であると当審議会在判断した場合のみとなる。そうでない場合、大半の場合には、当審議会在企業が開示することを要求されない具体的な情報項目を識別することになる。その代わりに、それらの情報項目は、企業が具体的な開示目的を満たすために開示する可能性のある内容の例となる。

図 1 は、IFRS 第 13 号についての提案の 1 つをガイダンス案を説明するために使用している¹。この例は、要求される情報項目を含んでいるが、そうした情報項目は一部の場合にのみ提供されることになる。

図 1－将来の IFRS 基準における開示要求の開発のためのガイダンス案

全体的な開示目的

企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債のクラスの公正価値測定に関連した不確実性に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者が評価することを可能にする情報を開示**しなければならない**。

要求 注記において提供される情報が利用者の全体的な情報ニーズを満たすかどうかを評価すること（例えば、追加的な情報を開示すべきか）

具体的な開示目的

経常的な公正価値測定について、企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスの公正価値測定、報告期間の期首から期末までの変動の重大な理由を財務諸表利用者が理解することを可能にする情報を開示**しなければならない**。

要求 具体的なトピックに関する利用者の詳細な情報ニーズを満たすために必要とされるすべての重要性がある情報を開示すること

具体的な開示目的を補強する説明

〔具体的な開示目的〕によって要求されている情報は、報告期間中の取引及び他の事象が企業の財政状態及び業績にどのように影響を与えたのかを財務諸表利用者が評価し、したがって彼らの分析に含めるべき金額を識別するのに役立つことを**意図している**。

説明的な情報 企業が具体的な開示目的をよりよく理解するのに役立つ、情報が開示するだけの重要性があるかどうかについての企業の判断を容易にすること

情報項目

公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定についての〔具体的な開示目的〕を満たすにあたり、企業は、公正価値測定の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表を開示**しなければならない**。

要求 具体的な開示目的を満たすために不可欠な重要性がある情報を開示すること

強制ではないが、次のような情報は、企業が〔具体的な開示目的〕を満たすことを**可能にする場合がある**。

- (a) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分されるものの以外の経常的な公正価値測定の変動の重大な理由の説明

...

強制力のない項目 企業の状況に対して目的適合性がある場合に、企業が具体的な開示目的を満たすために開示する可能性のある潜在的に重要性がある情報を識別すること

¹ IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 100 項及び第 114 項から第 117 項参照

質問 1 — 全体的な開示目的の使用

本公開草案の DG5 項から DG7 項は、当審議会が将来において全体的な開示目的をどのように使用することを提案しているのかを説明している。

- (a) 当審議会が将来において IFRS 基準の中で全体的な開示目的を使用すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 全体的な開示目的は、注記において提供される情報が利用者の全体的な情報ニーズを満たすかどうかを企業、監査人及び規制当局が判断するのに役立つであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2 — 具体的な開示目的の使用と開示の問題点

本公開草案の DG8 項から DG10 項は、当審議会が将来において具体的な開示目的をどのように使用することを提案しているのかを説明している。

- (a) 具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、財務諸表を作成する際に企業が次のことを行うために判断を効果的に適用するのに役立つであろうことに同意するか。
 - (i) 目的適合性のある情報を提供する。
 - (ii) 目的適合性のない情報を取り除く。
 - (iii) 情報をより効果的に伝達する。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、監査人及び規制当局が、企業が財務諸表を作成する際に判断を効果的に適用したかどうかを判断するための十分な基礎を提供するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 3 — 判断の適用の増大

本公開草案の DG2 項から DG3 項及び DG8 項から DG13 項は、将来において、当審議会が次のようにすることを提案している理由を説明している。

- (a) 企業が開示目的に準拠することを要求するために規範的な文言を使用する。
- (b) 具体的な開示目的を満たすための情報項目に言及する際に、通常は、規範性のより低い文言を使用する。したがって、企業は、自らの状況において開示すべき情報を決定するために判断を適用することが必要となる。

このアプローチは、開示要求をチェックリストのように適用することから、企業自身の状況において開示目的が満たされたかどうかを判断することに、焦点を移すことを意図している。結論の根拠の BC188 項から BC191 項は、このアプローチが財務諸表における開示に対する企業、監査人及び規制当局の行動に与える可能性の高い影響を記述している。結論の根拠の BC192 項から BC212 項は、このアプローチが財務報告の質に与える可能性の高い影響（このアプローチのコスト面での影響を含む）を記述している。

- (a) このアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) このアプローチは IFRS 基準における開示要求をチェックリストのように使用するのをやめさせる上で効果的であろうということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) このアプローチは開示の問題点への対処を助ける上で効果的であろうということに同意するか。例えば、このアプローチは企業が財務諸表において意思決定に有用な情報を提供するのに役立つか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) このアプローチは実務において運用可能で強制可能であろうということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 適用の初年度及びその後の各年度の両方における、このアプローチのコストについて何かコメントがあるか。予想される増分コストの性質を説明されたい。例えば、企業が財務諸表における開示を作成するために使用するシステムの変更、判断の適用の増大を支援するために必要とされる追加的なリソース、追加的な監査コスト、利用者が情報を分析する際のコスト、電子報告に関する変更など。

質問 4 — 判断の使用を促進するための情報項目の記述

当審議会は、情報項目を識別する際に、次のような規範性のより低い文言を使用することを提案している。「強制ではないが、次のような情報は、企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」。結論の根拠の BC19 項から BC26 項は、当審議会がこの文言とした理由及び当審議会が検討した代替的な選択肢を記述している。

提案している文言は、企業は具体的な開示目的を満たす方法を決定するために判断を適用する必要がある旨を明確にする文言となっているか。反対の場合、どのような文言を提案するか、また、その理由は何か。

質問5 — ガイダンス案に対するその他のコメント

結論の根拠の BC27 項から BC56 項は、当審議会が、将来においてガイダンス案を適用して IFRS 基準における開示要求をどのように開発することを提案しているのかについての他の側面を記述している。結論の根拠の BC188 項から BC212 項は、ガイダンス案を使用して開発される開示要求の予想される影響を説明している。

これらの側面について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な項又は項グループを示されたい（該当がある場合）。

ガイダンス案を適用した IFRS 第 13 号「公正価値測定」の修正案

当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債

IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 100 項から第 101 項において、当審議会は全体的な開示目的を提案している。全体的な開示目的は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債のクラスの公正価値測定に関連した不確実性に対する企業のエクスポージャーを、財務諸表利用者が評価することを可能にする情報を企業が開示することを要求するものである。当該情報は、財務諸表利用者が次のことを理解することを可能にするものでなければならない。

- (a) それらのクラスの資産及び負債の企業の財政状態及び業績に対する重大さ
- (b) それらの公正価値測定がどのように決定されたのか
- (c) 当該測定の変動が、報告期間の末日現在の企業の財務諸表にどのように影響を与えた可能性があるか

質問6 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC62 項から BC73 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債について、当審議会は、次のことについての情報の開示を企業に要求する具体的な開示目的を提案している。

- (a) 公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債（IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 103 項から第 106 項）
- (b) それらの公正価値測定に関連した測定の不確実性（IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 107 項から第 110 項）

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

- (c) 合理的に考えられる代替的な公正価値測定（IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 111 項から第 113 項）
- (d) それらの公正価値測定の変動の理由（IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 114 項から第 117 項）

質問 7 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC74 項から BC97 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財務諸表における重要性がある公正価値測定に関する情報の提供及び重要性がない公正価値測定に関する情報の除去をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するために、目的をどのように変更すべきか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

質問 8 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC74 項から BC97 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが含めないことを決定した情報について論じている。

- (a) IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 105 項、第 109 項及び第 116 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債

IFRS 第13号の修正 [案] の第118項において、当審議会は、財務諸表利用者が次のことを理解することを可能にする情報の開示を企業に要求する具体的な開示目的を提案している。

- (a) 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債の各クラスの金額、性質及び他の特徴
- (b) その特徴が、それらの資産及び負債のクラスの公正価値ヒエラルキーにおける区分にどのように関連しているか

質問9 — 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC98 項から BC99 項は、当審議会在財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を提案した理由を記述している。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債に関しての有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するために、目的をどのように変更すべきか。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。

質問10 — 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC100 項は、当審議会在財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述している。

- (a) IFRS 第13号の修正 [案] の第120項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

その他

質問 11— IFRS 第 13 号の修正案に対するその他のコメント

本公開草案における IFRS 第 13 号の修正案（影響の分析（結論の根拠の BC214 項から BC215 項）及び本公開草案に付属する設例を含む）について、他に何かコメントはあるか。

ガイダンス案を適用した IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案

確定給付制度

IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147A 項から第 147C 項において、当審議会は、財務諸表利用者が次のことを行うことを可能にする情報の開示を企業に要求する全体的な開示目的を提案している。

- (a) 確定給付制度が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を評価する。
- (b) 企業の確定給付制度に関連したリスク及び不確実性を評価する。

質問 12 — 確定給付制度についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC107 項から BC109 項は、当審議会が確定給付制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、確定給付制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

当審議会は、以下に関する情報の開示を企業に要求する具体的な開示目的を提案している。

- (a) 確定給付制度に関連する基本財務諸表上の金額（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147D 項から第 147F 項）
- (b) 確定給付制度の性質及び関連するリスク（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147G 項から第 147I 項）
- (c) 確定給付制度に係る期待将来キャッシュ・フロー（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147J 項から第 147M 項及び A2 項から A7 項）
- (d) 新規加入者に対して閉鎖された確定給付制度の加入者に対する将来の支払（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147N 項から第 147P 項）
- (e) 確定給付制度債務に関連した測定の不確実性（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147Q 項から第 147S 項）

- (f) 確定給付制度について財政状態計算書において認識した金額の変動の理由（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147T 項から第 147W 項）

質問 13 — 確定給付制度についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC110 項から BC145 項は、当審議会が確定給付制度についての具体的な開示目的を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、確定給付制度に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財務諸表において確定給付制度に関する目的適合性のある情報の提供及び目的適合性のない情報の除去をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するために、目的をどのように変更すべきか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

質問 14 — 確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC110 項から BC145 項は、当審議会が確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが含めないことを決定した情報について論じている。

- (a) IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147F 項、第 147M 項及び第 147V 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

確定拠出制度

IAS 第 19 号の修正 [案] の第 54A 項において、当審議会は、確定拠出制度が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報の開示を企業に要求する全体的な開示目的を提案している。

質問 15 — 確定拠出制度についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC156 項から BC158 項は、当審議会が確定拠出制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、確定拠出制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度

当審議会は、企業が複数事業主制度を確定拠出制度に分類する場合には、確定拠出制度についての全体的な開示目的に準拠することを提案している（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 54A 項）。

当審議会は、企業が次のいずれかである場合には、確定拠出制度についての全体的な開示目的並びに、確定給付制度の性質及び関連するリスクに関する具体的な開示目的に準拠することを提案している。

- (a) 複数事業主の確定給付制度を確定拠出制度であるかのように会計処理している（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 148A 項）。
- (b) 共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度に参加し、当期の支払拠出額を IAS 第 19 号の第 41 項に従って会計処理している（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 149A 項）。

当審議会は、企業が次のいずれかである場合には、確定給付制度についての全体的な開示目的及び具体的な開示目的に準拠することを提案している。

- (a) 複数事業主の確定給付制度を確定給付制度として会計処理している（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 148C 項）。
- (b) 共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度に参加し、確定給付費用の配分を IAS 第 19 号の第 41 項に従って会計処理している（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 149C 項）。

質問 16 — 複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度についての開示

結論の根拠の BC159 項から BC166 項は、当審議会が複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定拠出制度についてどの開示目的を適用すべきなのかを提案した理由を記述している。

これらの提案が、これらの制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

その他の種類の従業員給付制度

当審議会は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報の開示を企業に要求する全体的な開示目的を提案している。

- (a) 短期従業員給付が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 25A 項）
- (b) その他の長期従業員給付の性質及び当該給付が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 158A 項）
- (c) 解雇給付の性質及び当該給付が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（IAS 第 19 号の修正 [案] の第 171A 項）

質問 17 — その他の種類の従業員給付制度についての開示

結論の根拠の BC167 項から BC170 項は、当審議会がその他の種類の従業員給付制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

これらの提案が、これらの制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

その他

質問 18 — IAS 第 19 号の修正案に対するその他のコメント

本公開草案における IAS 第 19 号の修正案（影響の分析（結論の根拠の BC216 項）及び本公開草案に付属する設例を含む）について、他に何かコメントはあるか。

期 限

当審議会は、2022年1月12日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。コメント期限が2021年10月21日から変更された。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

〔案〕 当審議会が IFRS 基準における開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するためのガイダンス

この当審議会のためのガイダンス〔案〕は、本公開草案の重要な一部分である。ガイダンス〔案〕は、IFRS 基準における開示要求の開発及び文案作成に対する新しいアプローチを提案している。当審議会は、このアプローチを使用して、本公開草案で示している IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案を開発した。当審議会のためのガイダンス〔案〕は、基準の一部ではない。むしろ、IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号についてテストした後に、当審議会がこのアプローチ案を基準設定活動において使用することを決定する場合に、当審議会が将来において開示要求をどのように開発するのかを説明する内部文書である。

概 要

DG1 この当審議会のためのガイダンス〔案〕は、当審議会が IFRS 基準における開示要求を判断の使用を増大させるためにどのように修正するのかを説明している。要約すると、当審議会は次のようにすることになる。

- (a) 財務諸表利用者の全体的な情報ニーズを記述する全体的な開示目的に準拠することを企業に要求する。当該目的に準拠するため、企業は、具体的な開示目的への準拠によって提供される情報が利用者の全体的な情報ニーズを満たすかどうかを評価することを要求される。
- (b) 財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを記述する具体的な開示目的に準拠することを企業に要求する。当該目的に準拠するため、企業は、利用者の詳細な情報ニーズを満たすために必要とされるすべての重要性がある情報を開示することを要求される。
- (c) 具体的な開示目的を、当該目的を満たすために提供される情報は財務諸表利用者が何を行うことに役立つ意図であるのかの説明で補足する。
- (d) 具体的な開示目的のそれぞれを、企業が当該目的を満たすために開示する可能性がある（又は、場合によっては開示を要求される）情報項目と関連付ける。

DG2 このアプローチは、開示要求をチェックリストのように適用することから、具体的な開示目的が満たされているかどうかを判定することに焦点を移すことを、次のことにより目指している。

- (a) 基準における開示目的に準拠することを企業に要求するために、「しなければならない」という規範的な文言を使用する。
- (b) 基準において情報項目に言及する際には、通常、次のような規範性のより低い文言を使用する。「強制ではないが、次のような情報は企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」

DG3 DG2項に記述した文言は、利用者の情報ニーズを記述する開示目的を満たすことを企業

に要求する。企業は、単に情報の「チェックリスト」を開示するだけでは、準拠を達成したとみなすことはできない。むしろ、企業、監査人等は、次のことを判定するために判断を適用することが必要となる。

(a) どの情報に重要性があるか (DG4項参照)

(b) 提供される情報が開示目的を満たすかどうか

DG4 当審議会は、可能な範囲で、個々の IFRS 基準書の開示セクションにおいて重要性への一般的な又は包括的な言及を行うことを避ける。これは、重要性をすべての基準書（すべての開示要求を含む）にわたり適用される包括的な概念として強化するためである。重要性を複数又は重複して言及すると、重要性が言及されていない基準書にこの概念がどのように適用されるのかに関して、混乱を生じさせる可能性がある。

全体的な開示目的

DG5 当審議会は、個々の IFRS 基準書の中で全体的な開示目的を使用する。これは、「財務報告に関する概念フレームワーク」及び IAS 第1号「財務諸表の表示」における一般目的の財務報告及び財務諸表の目的よりも狭い、基準固有の焦点を提供するためである。

DG6 個々の IFRS 基準書の文脈の中で、全体的な開示目的は、財務諸表利用者の全体的な情報ニーズを記述し、当該ニーズを満たす情報の開示を企業に要求する。この要求に準拠するため、企業は、具体的な開示目的 (DG8項から DG10項) への準拠によって提供される情報が、それらの利用者の全体的な情報ニーズを満たすかどうかを検討することが必要となる。例えば、ある基準書における全体的な開示目的に準拠するために、企業は、当該基準書における具体的な開示目的では直接的に要求されていない追加的な企業固有の情報を提供することが必要となる場合がある。

DG7 全体的な開示目的はまた、有用な文脈を提供し、企業がある IFRS 基準書における具体的な開示目的を適用する際に考慮することを要求される他の幅広い考慮事項を織り込む。例えば、全体的な開示目的は、特定の基準書の開示セクションに固有の集約及び分解に関する考慮事項を織り込む場合がある。

具体的な開示目的

DG8 個々の IFRS 基準書の文脈の中で、具体的な開示目的は、財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを記述し、当該目的において記述されている利用者の理解が達成できるようにする、すべての重要性がある情報の開示を企業に要求する。具体的な開示目的は、判断を効果的に適用することを企業に要求する。当該目的に準拠するためには、企業は、提供される情報が利用者の詳細な情報ニーズを満たすのに十分かどうかを評価することが必要となるからである。

DG9 具体的な開示目的は、文脈を提供する独立の項を伴う。同項は、当該目的を満たすために提供される情報が、財務諸表利用者が何を行うことに役立てる意図であるのかを説明

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

する。例えば、当審議会は、特定の具体的な開示目的を満たすための情報が、利用者が特定の分析、評価又は検討を行うのに役立つ意図であると説明する場合がある。これらの説明は、企業が具体的な開示目的をよりよく理解することに役立ち、情報が財務諸表に対して重要性があるかどうかについての判断を容易にすることを意図している。

- DG10 具体的な開示目的を開発する際に、当審議会は、企業固有の情報を企業間で比較可能な情報とバランスさせる。財務諸表利用者は、企業固有の情報と比較可能な情報の両方の重要性を一貫して強調しつつ、これら2つの種類の情報の間の何らかの緊張関係も認識している。準拠要求の焦点を具体的な開示目的に当てることによって、当審議会は、企業が判断を適用して、開示の焦点を企業自身の固有の状況において重要性がある情報に当てることを要求する。基準書における具体的な情報項目（DG11項から DG13項）を識別することによって、当審議会は、類似した情報に重要性がある企業間での情報の比較可能性を達成することに役立つ。

具体的な開示目的を満たすための情報項目

- DG11 当審議会は、具体的な開示目的のそれぞれを満たすために企業が開示する可能性がある（又は、場合によっては開示を要求される）情報項目を識別する。当審議会は、あるIFRS基準書の開示セクションに含まれるすべての情報項目を1つ又は複数の具体的な開示目的と明示的に関連付ける。これは、具体的な開示目的と情報項目との関係についての明瞭性を提供し、したがって、情報に重要性があるかどうかに関する効果的な判断を企業が行うのに役立つ。
- DG12 DG11項における情報項目は、企業が判断を適用して、具体的な開示目的を満たす方法を決定することに役立つことになる。その結果、企業は基準書で識別されている情報項目のうち1つ、一部又は全部を開示することが必要となる場合がある。企業は、基準書で識別されている情報に加えて、具体的な開示目的において記述されている利用者の詳細な情報ニーズを満たすための情報を開示することも必要となる場合がある。重要性がない情報の開示は、企業が具体的な開示目的を満たすことには役立たない。そのような情報は、当該目的に記述されている利用者の情報ニーズを満たさないからである。
- DG13 時には、企業にとって重要性があれば、具体的な開示目的に記述されている財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを満たすために常に必要とされる情報を当審議会在が識別する場合がある。こうした場合には、当審議会は、第一に、どのような情報が当該目的を満たすのかを明確にするのに十分なほど具体的である開示目的を開発することを目指す。それが可能でない場合には、当審議会は、特定の情報項目の開示を要求するために規範的な文言を使用する。そのような場合、当審議会は、結論の根拠において、当該項目が具体的な開示目的の充足に不可欠である理由を説明する。

[案] IFRS 第13号「公正価値測定」の修正

第4項は修正していないが、参照の便宜のため含めている。第91項から第98項を削除するが、読みやすくするため、これらの各項の削除する文言は含めていない。第99項を修正する。第100項から第121項及び関連する見出しを追加する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

目 的

…

- 4 公正価値の定義は、資産と負債に焦点を当てている。それらが会計上の測定の主な対象だからである。さらに、本基準書は、公正価値で測定する企業自身の資本性金融商品に適用しなければならない。

…

開 示

91 [削除]

92 [削除]

93 [削除]

94 [削除]

95 [削除]

96 [削除]

97 [削除]

98 [削除]

- 99 企業は、本基準書 における開示目的を満たすために必要とされる定量的情報 が要求している定量的開示を表形式で 提供表示 しなければならない。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。

当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債

全体的な開示目的

- 100 企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債のクラスの公正価値測定に関連した不確実性に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用

者が評価できるようにする情報を開示しなければならない。この情報は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにするものでなければならない。

- (a) 資産及び負債の当該クラス（B48項から B50項参照）の企業の財政状態及び業績に対するの重大性
- (b) それらの公正価値測定がどのように決定されたのか
- (c) 当該測定の変動が、当報告期間の末日現在の企業の財務諸表にどのように影響を与えた可能性があるか

101 企業は、本基準書に示している開示目的を満たすために必要な詳細さのレベルを検討し、目的適合性のある情報が瑣末な詳細の記載によって覆い隠されることがないようにしなければならない。

102 本基準書の第103項から第117項を適用する目的上、資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の基準書が各報告期間の末日現在の財政状態計算書において要求するか又は認めている公正価値測定である。資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他の基準書が特定の状況で財政状態計算書において要求するか又は認めている公正価値測定である（例えば、企業が売却目的で保有する資産について、当該資産の売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低いため、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却コスト控除後の公正価値で測定する場合）。

具体的な開示目的

公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債

103 経常的及び非経常的な公正価値測定について、企業は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスの金額、性質及び他の特性
- (b) 当該特性が、資産及び負債の当該クラスの公正価値ヒエラルキーにおける区分にどのように関連するか

104 第103項が要求している情報は、当該資産及び負債の公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのどこに位置するのかについての企業の評価の相対的な主観性を財務諸表利用者が評価し、当該測定が企業の報告期間の末日現在の財政状態に与える影響を評価するのに役立つことを意図している。

105 第103項における開示目的を満たすにあたり、企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスについての公正価値測定を、当該測定の全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）ごとに開示しなければならない。

106 強制ではないが、次のような情報は、企業が第103項における開示目的を満たすのに役立つ場合がある。

(a) 公正価値ヒエラルキーの各レベルにおける資産及び負債のクラスの性質、リスク及び他の特性の記述（又は当該情報が財務諸表の他の場所で開示されている箇所への相互参照）

(b) 負債についての分離不可能な第三者の信用補完及びそのような補完が公正価値測定にどのように反映されているかの記述

公正価値測定に関連した測定の不確実性

107 経常的及び非経常的な公正価値測定について、企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスについて、公正価値測定を決定するにあたって使用した重大な技法及びインプットを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

108 第107項が要求している情報は、企業の公正価値測定の決定における測定の不確実性の発生原因を財務諸表利用者が評価するに役立つことを意図している。

109 第107項における開示目的を満たすにあたり、企業は、金融資産及び金融負債のグループの公正価値の測定について第48項における例外を使用する会計方針の決定を行っているかどうかを開示しなければならない。

110 強制ではないが、次のような情報は、企業が第107項における開示目的を満たすのに役立つ場合がある。

(a) 公正価値測定に使用した重大な評価技法の記述

(b) 評価技法の変更及び当該変更を行った理由の記述

(c) 公正価値測定に使用した重大なインプットに関する定量的情報又は説明的情報

(d) 非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なっている場合の記述、及びその理由の説明

合理的に考えられる代替的な公正価値測定

111 経常的な公正価値測定について、企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスについての代替的な公正価値測定を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を、当報告期間の末日現在で合理的に可能性のあったインプットを使用して、開示しなければならない。

112 第111項が要求している情報は、財務諸表利用者が当報告期間の末日現在の公正価値測定の考えられる結果を評価し、その考えられる結果が企業の将来キャッシュ・フローにどのように影響を与える可能性があるのかを評価するのに役立つことを意図している。

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

- 113 強制ではないが、次のような情報は、企業が第111項における開示目的を満たすのに役立つ場合がある。
- (a) 公正価値の算定にあたり使用した重大なインプットにより生じた不確実性の記述（当該インプットが当報告期間の末日現在で異なるものであった可能性が合理的にあり、その場合には著しく高い又は低い公正価値測定を生じていたであろう場合）
 - (b) 当報告期間の末日現在で合理的に可能性のあったインプットを使用した代替的な公正価値測定の範囲
 - (c) (b)における代替的な公正価値測定の範囲をどのように計算したのかの説明
 - (d) 使用したインプット間の相互関係、及びその相互関係により、当報告期間の末日現在で合理的に可能性のあったインプットの使用が公正価値測定に与える影響がどのように増幅又は緩和されているのかの記述

公正価値測定の変動の理由

- 114 経常的な公正価値測定について、企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスの公正価値測定の当報告期間の期首から期末までの変動の重大な理由を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。
- 115 第114項が要求している情報は、当報告期間中の取引又は他の事象が企業の財政状態及び業績にどのように影響を与えたのかを財務諸表利用者が評価し、したがって、彼らの分析に含めるべき金額を識別するのに役立つことを意図している。
- 116 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分した経常的な公正価値測定について第114項における開示目的を満たすにあたり、企業は、公正価値測定の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表を開示しなければならない。適切である可能性のある変動の理由には、次のものが含まれるが、これらに限定されない。
- (a) 純損益に認識した当報告期間の利得又は損失の合計額のうち、当報告期間の末日現在で保有していた資産及び負債に係る未実現の利得又は損失の変動に起因するもの。そのような場合、企業は当該利得又は損失が認識されている科目を識別する。
 - (b) 純損益に認識した当報告期間の利得又は損失の合計額のうち、実現した利得又は損失に起因するもの。そのような場合、企業は当該利得又は損失が認識されている科目を識別する。
 - (c) その他の包括利益に認識した当報告期間の利得又は損失の合計額。そのような場合、企業は当該利得又は損失が認識されている科目を識別する。
 - (d) 購入
 - (e) 売却

- (f) 発行
- (g) 決済
- (h) 外国為替レート差額の影響
- (i) 公正価値ヒエラルキーの当該レベルへの及び当該レベルからの振替

117 強制ではないが、次のような情報は、企業が第114項における開示目的を満たすのに役立つ場合がある。

- (a) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分した公正価値測定以外の経常的な公正価値測定の変動の重大な理由（第116項参照）の説明
- (b) 当報告期間中の公正価値ヒエラルキーの各レベル間での振替の理由
- (c) レベル間での振替が生じたとみなされる時期の決定についての企業の方針。当該振替の時期についての方針の例には、当該振替の原因となった事象又は状況の変動の日、報告期間の期首及び報告期間の末日が含まれる。

財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債

118 企業は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債の各クラス（B48項から B50項参照）の金額、性質及び他の特性
- (b) 当該特性が、資産及び負債の当該クラスの公正価値ヒエラルキーにおける区分にどのように関連するか

119 第118項が要求している情報は、当該資産及び負債の公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのどこに位置するののかについての企業の評価の相対的な主観性を財務諸表利用者が評価し、当該測定が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を評価するのに役立つことを意図している。

120 第118項における開示目的を満たすにあたり、企業は、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債の各クラスについての公正価値測定を、当該測定の全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）ごとに開示しなければならない。

121 強制ではないが、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債の各クラスの性質、リスク及びその他の特性の記述は、企業が第118項における開示目的を満たすのに役立つ場合がある。この情報は、当該情報が財務諸表の他の場所で開示されている箇所への相互参照によって提供される場合がある。

[案] IFRS 第 13 号の付録 B（適用指針）の修正

付録の表題の直後の斜体での注釈を修正する。B1 項は修正していないが、参照の便宜のため含めている。B48 項から B50 項及び関連する見出しを追加する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

この付録は、本基準書の不可欠な一部を構成するものである。第1項から第121項第1項から第99項の適用を説明しており、本基準書の他の部分と同等の権威を有する。

B1 異なる評価状況で適用される判断は異なることが多い。この付録は、企業がさまざまな評価状況で公正価値を測定する際に適用するかもしれない判断を説明している。

...

公正価値測定に関する開示のための資産及び負債のクラスの決定

B48 公正価値測定に関する開示を行うべき資産及び負債の適切なクラスの決定には、判断が必要となる。企業は次のことを考慮する。

(a) 当該資産又は負債の性質、リスク又はその他の特性

(b) 当該公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル

B49 クラスの数は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、他のレベルにおける公正価値測定の場合よりも多くすることが必要となる場合がある。当該測定は不確実性及び主観性の程度が大きいからである。資産及び負債のクラスに関して財務諸表注記において提供される情報は、財政状態計算書において表示される科目よりも多くの分解が必要となることが多いであろう。しかし、本基準書における開示目的に準拠するにあたり、企業は、財政状態計算書において表示している科目への調整を可能にするのに十分な情報を提供しなければならない。

B50 他の基準書がある資産又は負債についてクラスを定めている場合、企業は、当該クラスが B48項から B49項のガイダンスに合致するならば、本基準書における開示目的を満たすための情報を提供するために当該クラスを使用することができる。

〔案〕 IFRS 第 13 号の付録 C（発効日及び経過措置）の修正

C7 項を追加する。新規の文言に下線を付している。

C7 〔最終的な修正の公表日〕公表の〔案〕「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」（IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号を修正した）により、第 91 項から第 98 項が削除され、第 99 項が修正され、第 100 項から第 121 項及び B48 項から B50 項が追加された。企業は当該修正を〔発効日〕以後開始する最初の事業年度から適用しなければならない。当該修正の早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

[案] IAS 第 19 号「従業員給付」の修正

第 24 項、第 33 項から第 34 項、第 36 項、第 42 項、第 118 項、第 150 項及び第 173 項を修正する。第 25 項、第 53 項から第 54 項、第 135 項から第 147 項、第 148 項、第 149 項、第 151 項から第 152 項、第 158 項及び第 171 項を削除するが、読みやすくするため、これらの各項の削除する文言は含めていない。第 25A 項、第 54A 項、第 147A 項から第 147W 項、第 148A 項から第 148D 項、第 149A 項から第 149D 項、第 158A 項、第 171A 項及び第 180 項並びに関連する見出しを追加する。第 41 項は修正していないが、参照の便宜のため含めている。第 139 項、第 140 項、第 145 項及び第 151 項の上の表題を削除する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

...

短期従業員給付

...

認識及び測定

...

利益分配及び賞与制度

...

- 24 利益分配及び賞与の支払が、従業員が関連する勤務を提供した事業年度の末日後12か月以内にすべてが決済されると予想されない場合には、当該支払はその他の長期従業員給付となる（第153項から第~~158A~~ 158項参照）。

開 示

- 25 [削 除]

全体的な開示目的

- 25A 企業は、短期従業員給付が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

退職後給付：確定拠出制度と確定給付制度との区別

...

複数事業主制度

...

- 33 企業が複数事業主の確定給付制度に加入している場合には、第34項が適用される場合を除き、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 当該制度に関連する確定給付制度債務、制度資産及び費用に対する企業の比例的な取り分を、他の確定給付制度と同様の方法で会計処理し、かつ
- (b) 第148C項の開示目的における要求事項を満たすための第135項から第148項（第148項(d)を除く）で要求される情報を開示する。

34 複数事業主の確定給付制度について、確定給付の会計処理を行うために十分な情報を入手できないときには、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 確定拠出制度であるかのように第51項及び第52項に従って会計処理し、かつ
- (b) 第148A項の開示目的における要求事項を満たすための第148項で要求される情報を開示する。

...

36 複数事業主の確定給付制度について十分な情報を入手できる場合には、企業は、当該制度に関連する確定給付制度債務、制度資産及び退職後費用に対する企業の比例的な取り分を、他の確定給付制度と同様の方法で会計処理する。しかし、企業は基礎となる当該制度の財政状態及び運用成績に対する持分を、会計目的上十分な信頼性をもって識別できないことがある。このようなことは、次の場合に起こり得る。

- (a) 制度が加入企業を他の企業の現在及び以前の従業員に関連する数理計算上のリスクに晒しており、その結果、制度に加入している個々の企業に債務、制度資産及び費用を分配するための首尾一貫した信頼性のある基礎がない場合
- (b) 企業が、制度に関して本基準書の要求を満たすのに十分な情報にアクセスできない場合

このような場合には、企業は当該制度を確定拠出制度であるかのように会計処理し、第148A項の開示目的における要求事項を満たすための第148項により要求される情報を開示する。

...

共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度

...

41 こうした制度に加入している企業は、制度全体に適用される仮定に基づいて、本基準書に従って測定される制度全体の情報を入手しなければならない。本基準書に従って測定した制度全体の確定給付費用の純額を、個々のグループ企業に負担させる契約上の合意又は明示された方針が存在する場合には、当該企業は個別財務諸表で、負担する確定給付費用の純額を認識しなければならない。そうした合意又は方針が存在しない場合には、その確定給付費用の純額は、制度を法律上運営する事業主であるグループ企業の個別財務諸表で認識する。他のグループ企業は、企業の個別財務諸表で、当期に支払うべ

き拠出に相当する費用を認識する。

- 42 当該制度への加入は、個々のグループ企業のそれぞれにとっては、関連当事者取引となる。したがって、当期に支払うべき拠出と同額の費用を認識する企業は、個別財務諸表において、第149A項の開示目的における要求事項を満たすための第149項が要求する情報を開示しなければならない。確定給付費用の純額を認識する企業は、個別財務諸表において、第149C項の開示目的における要求事項を満たすための情報を開示しなければならない。

...

退職後給付：確定拠出制度

...

開 示

53 [削 除]

54 [削 除]

全体的な開示目的

- 54A 企業は、確定拠出制度が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

退職後給付：確定給付制度

...

認識及び測定：制度資産

...

補 填

...

- 118 企業が保有する保険証券が適格な保険証券でない場合は、当該保険証券は制度資産ではない。第116項は、このような場合に関連性がある。企業は、当該保険証券による補填の権利を、確定給付の積立不足又は積立超過を算定する際の控除としてではなく、別個の資産として認識する。第140項(b)は、補填の権利と関連する確定給付制度債務との関係の記述は、第147T項の開示目的における要求事項を企業が満たすことを可能にする場合があるについて簡潔な説明を開示することを企業に求めている。

...

開示

135 [削除]

136 [削除]

137 [削除]

138 [削除]

確定給付制度の特徴及び関連するリスク

139 [削除]

財務諸表上の金額の説明

140 [削除]

141 [削除]

142 [削除]

143 [削除]

144 [削除]

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

145 [削除]

146 [削除]

147 [削除]

全体的な開示目的

147A 企業は、財務諸表利用者が次のことを行うことを可能にする情報を開示しなければならない。

(a) 確定給付制度が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を評価する。

(b) 企業の確定給付制度に関連したリスク及び不確実性を評価する。

147B 企業は、本基準書で示している確定給付制度に関する開示目的を満たすために提供する情報を、集約又は分解しなければならない。その際に、企業は、目的適合性のある情報が、瑣末な情報の記載又は特徴もしくは特性が著しく異なる項目の集約のいずれかによって覆い隠されることがないようにする。

147C 第148B項を適用して、本基準書における確定給付制度に関する開示目的を満たすため

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

に情報を集約又は分解するにあたり、

- (a) 企業は、自社の確定給付制度債務の性質、リスク又はその他の特性を考慮しなければならぬ。例えば、企業は、現役加入者、延期加入者及び年金受給者に対して負う金額を区別する場合がある。
- (b) 企業は、リスクの異なる制度又は制度グループを区別するために開示を分解すべきかどうかを評価しなければならない。企業が制度に関する開示を分解するために使用する可能性のある特徴には、次のものが含まれるが、これらに限定されない。
 - (i) 地域
 - (ii) 制度の特性（例えば、定額給与年金制度、最終給与年金制度又は退職後医療制度）
 - (iii) 規制環境
 - (iv) 報告セグメント
 - (v) 積立ての取決め（例えば、全部未積立、全部積立、又は一部積立）

具体的な開示目的

確定給付制度に係る基本財務諸表上の金額

- 147D 企業は、当報告期間中に確定給付制度から生じた、財政状態計算書、財務業績の計算書及びキャッシュ・フロー計算書上の金額及び当該金額の内訳を、財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。
- 147E 第147D項で要求されている情報は、財務諸表利用者が次のことを行うのに役立てることを意図している。
 - (a) 確定給付制度に関する詳細な開示を案内し、それらを基本財務諸表において表示している集約された金額と調整する。
 - (b) 彼らの分析に含めるべき金額を識別する。
- 147F 第147D項における開示目的を満たすにあたり、企業は次のことを開示しなければならない。
 - (a) 純損益計算書に含めた確定給付費用の金額を、内訳を識別して（当期勤務費用、過去勤務費用、清算による利得又は損失、及び確定給付負債の純額に係る利息純額を含む）
 - (b) 包括利益を表示する計算書における確定給付費用の金額を、内訳を識別して（数理計算上の差異及び制度資産に係る収益を含み、(a)に含めた金額を除く）
 - (c) 財政状態計算書における確定給付負債（資産）の純額の金額を、内訳を識別して

(制度資産の公正価値、確定給付制度債務の現在価値及び資産上限額の影響を含む)

- (d) 確定給付制度から生じた繰延税金資産又は繰延税金負債（又は、当該情報が財務諸表の他の場所で開示されている箇所への相互参照）
- (e) キャッシュ・フロー計算書における金額を、内訳を識別して（企業による確定給付制度への拠出を含む）

確定給付制度の性質及び関連するリスク

147G 企業は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) 確定給付制度によって提供される給付の性質
- (b) 確定給付制度によって企業が晒されているリスク（特に投資リスク）の性質及び程度
- (c) 企業が確定給付制度及び識別されたリスクを管理するために実施している戦略

147H 第147G項で要求されている情報は、財務諸表利用者が、確定給付制度の加入者に約束している給付を企業がどのように提供することを意図しているのかを評価し、当該制度に関連したリスクが企業の将来の期間において当該給付を提供する能力にどのように影響を与える可能性があるのかを評価するのに役立つことを意図している。

147I 強制ではないが、次のような情報は、企業が第147G項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 当該制度が提供する給付の性質の記述
- (b) 確定給付制度の状況（当該制度が新規加入者に開放されているのか閉鎖されているのかなど）
- (c) 当報告期間における制度改訂、縮小及び清算の記述
- (d) 当該制度がどのように統治され管理されているのかの記述（制度の運営方法に影響を与える規制上の枠組みを含む）
- (e) 制度固有の投資リスクの記述（リスクの重大な集中を含む）。例えば、制度資産が主として1つのクラスの投資に投資されている場合には、そうした集中によって企業が晒されているリスクの説明。
- (f) 企業、又は受託者若しくは管理者が、識別されているリスクを管理するために使用している方針及びプロセスの記述
- (g) 当該制度についての投資戦略の記述（資産・負債のマッチング戦略の使用など）
- (h) 制度資産の公正価値の資産クラス（当該資産のリスク及び特性を区別する）ごとの

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

内訳。そうした内訳には、制度資産として保有している企業の譲渡可能な金融商品の公正価値及び企業が使用している制度資産（企業が占有している不動産など）の公正価値が含まれる場合がある。

- (i) 制度資産に係る期待収益

確定給付制度に係る予想将来キャッシュ・フロー

147J 企業は、当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務が企業の将来キャッシュ・フローに与えると予想される影響及び当該影響の性質を、財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

147K 第147J項で要求されている情報は、財務諸表利用者が次のことを行うのに役立てることを意図している。

- (a) 確定給付制度債務が企業の将来キャッシュ・フローに与える影響を評価する。
(b) 確定給付制度債務が企業の経済的資源にどのように影響を与える可能性があるのかを評価する（例えば、配当支払能力）。

147L 強制ではないが、次のような情報は、企業が第147J項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務に充当するための予想される将来の拠出に影響を与える積立ての取決め又は方針の記述。そのような合意には、当該制度の受託者又は管理者との合意が含まれる場合がある。
(b) 当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務に充当するための予想される将来の拠出に関する定量的情報。そのような情報には、積立てのある制度に対する予想される将来の拠出及び積立てのない制度についての制度加入者への予想される支払が含まれる場合がある。
(c) 予想される将来の拠出に影響を与える規制上の合意又はその他の合意の記述。そのような合意に関する情報には、既知の最低積立要件又は適切な期間帯での合意された積立てのコミットメントが含まれる場合がある。
(d) 予想される将来の拠出の予想されるパターン又は率に関する情報。例えば、予想される将来の拠出が当報告期間に行った拠出に比べて大きい、同様、小さいのいずれと見込まれるのか、及びその理由。

147M 企業は、当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務の予想キャッシュ・フローへの影響に関する情報を、第147J項における開示目的を満たすために提供する。しかし、企業は、当該開示目的をより適切に満たすと考える場合には、当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務に充当されるものと他の予想将来キャッシュ・フローとを区別せずに、確定給付制度全体についての予想将来キャッシュ・フローへの

影響に関する情報を提供することができる。企業は、第147J項における開示目的を満たすために提供すべき情報を決定するにあたり使用した方法を説明しなければならない。IAS第19号のA2項からA7項は、関連する適用指針を示している。

新規加入者に対して閉鎖された確定給付制度の加入者に対する将来の支払

147N 企業は、新規加入者に対して閉鎖された確定給付制度の加入者への支払が引き続き行われる期間を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

147O 第147N項で要求されている情報は、新規加入者に対して閉鎖された制度に関連した確定給付制度債務が企業の財務諸表に影響を与え続ける期間の長さを、財務諸表利用者が理解するのに役立つことを意図している。

147P 強制ではないが、次のような情報は、企業が第147N項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

(a) 確定給付制度債務の加重平均デュレーション

(b) 確定給付制度が支払うべき給付が支払われると見込まれる年数

確定給付制度債務に関連した測定の不確実性

147Q 企業は、確定給付制度債務の算定に使用した重大な数理計算上の仮定を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

147R 第147Q項で要求されている情報は、企業による確定給付制度債務の算定における測定の不確実性の発生原因を財務諸表利用者が理解するのに役立つことを意図している。

147S 強制ではないが、次のような情報は、企業が第147Q項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

(a) 確定給付制度債務の算定に使用した重大な人口統計上及び財務上の数理計算上の仮定

(b) 使用した数理計算上の仮定の決定に対する企業のアプローチ（物価上昇率をどのようにして評価したのかや、寿命の仮定を決定するために使用したモデルなど）

(c) 数理計算上の仮定を当報告期間中に大きく変更した理由

(d) 当報告期間の末日現在で合理的に考えられる代替的な数理計算上の仮定で、確定給付制度債務を著しく変化させていた可能性があるもの

(e) 測定の不確実性が確定給付制度債務の測定にどのように影響を与えたのかの記述

確定給付制度について財政状態計算書に認識している金額の変動の理由

147T 企業は、確定給付制度に関して財政状態計算書に認識している金額の当報告期間の期首から当該期間の末日までの変動の重大な理由を、財務諸表利用者が理解できるようにす

る情報を開示しなければならない。

147U 第147T項で要求されている情報は、財務諸表利用者が、確定給付制度に関する当報告期間中の取引及び他の事象が、企業の財政状態及び業績にどのように影響を与えたのかを評価し、したがって、彼らの分析に含めるべき金額を識別するのに役立つことを意図している。

147V 第147T項における開示目的を満たすにあたり、企業は、確定給付負債（資産）の純額の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表を開示しなければならない。適切である可能性のある変動理由には、次のものが含まれるが、これらに限定されない。

- (a) 当期勤務費用及び過去勤務費用
- (b) 利息収益又は利息費用
- (c) 清算による利得及び損失
- (d) 企業による制度への拠出
- (e) 制度加入者による制度への拠出
- (f) 制度加入者に支払われた給付
- (g) 外国為替レート変動の影響
- (h) 制度資産に係る収益
- (i) 数理計算上の仮定の変更による数理計算上の差異
- (j) 実績調整の変更による数理計算上の差異
- (k) 企業結合及び処分の影響
- (l) 確定給付資産の純額を資産上限額に限定することの影響の変動

147W 強制ではないが、次のような情報は、企業が第147T項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 補填の権利の変動の重大な理由の記述的説明又は調整表
- (b) 補填の権利とそれに関連する確定給付制度債務との関係の記述

複数事業主制度

148 [削除]

148A 複数事業主の確定給付制度への参加を確定拠出制度であるかのようにして会計処理している企業は、第54A項における確定拠出制度についての全体的な開示目的並びに第147G項における確定給付制度の性質及び関連するリスクについての具体的な開示目的

に準拠しなければならない。

148B 強制ではないが、次のような情報は、第147I項における情報に加えて、第148A項で言及した企業が第147G項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 当該制度が確定給付制度である旨の記述
- (b) 企業が支払うべき将来の拠出の金額に影響を与える可能性のある当該制度の積立不足又は積立超過に関する情報
- (c) 当該制度の終了時又は企業の当該制度からの脱退時における不足額又は余剰額の合意された配分の記述
- (d) 他の参加企業と比較した場合の企業の当該制度への参加レベルの記述
- (e) 企業が当該制度に支払うべき拠出を決定するための明記された方針の記述
- (f) 企業が当該制度の規約及び条件に基づいて他の企業の債務について制度に対する責任を負う可能性のある範囲の記述

148C 複数事業主の確定給付制度を確定給付制度として会計処理している企業は、第147A項から第147C項における確定給付制度についての全体的な開示目的並びに第147D項、第147G項、第147J項、第147N項、第147Q項及び第147T項における確定給付制度についての具体的な開示目的に準拠しなければならない。

148D 強制ではないが、次のような情報は、第147I項における情報に加えて、第148C項で言及した企業が第147G項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 当該制度の終了時又は企業の当該制度からの脱退時における不足額又は余剰額の合意された配分の記述
- (b) 他の参加企業と比較した場合の企業の当該制度への参加レベルの記述
- (c) 企業が当該制度に支払うべき拠出を決定するための明記された方針の記述
- (d) 企業が当該制度の規約及び条件に基づいて他の企業の債務について制度に対する責任を負う可能性のある範囲の記述

共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度

149 [削除]

149A 共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度に加入し、当期に支払うべき拠出額を第41項に従って会計処理している企業は、第54A項における確定拠出制度についての全体的な開示目的並びに第147G項における確定給付制度の性質及び関連するリスクについての具体的な開示目的に準拠しなければならない。

149B 強制ではないが、次のような情報は、第147I項における情報に加えて、第149A項で言

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

及した企業が第147G項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 企業が支払うべき将来の拠出の金額に影響を与える可能性のある当該制度の積立不足又は積立超過に関する情報
- (b) 他の参加企業と比較した場合の企業の当該制度への参加レベルの記述
- (c) 企業が当該制度に支払うべき拠出を決定するための明記された方針の記述
- (d) 企業が当該制度の規約及び条件に基づいて他の企業の債務について制度に対する責任を負う可能性のある範囲の記述

149C 共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度に加入し、確定給付費用の純額の配分を第41項に従って会計処理している企業は、第147A項から第147C項における確定給付制度についての全体的な開示目的並びに第147D項、第147G項、第147J項、第147N項、第147Q項及び第147T項における確定給付制度についての具体的な開示目的に準拠しなければならない。

149D 強制ではないが、次のような情報は、第147I項における情報に加えて、第149C項で言及した企業が第147G項における開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

- (a) 個々のグループ企業に対する確定給付費用の純額の賦課についての契約上の合意又は明記された方針
- (b) 他の参加企業と比較した場合の企業の当該制度への参加レベルの記述
- (c) 企業が当該制度に支払うべき拠出を決定するための明記された方針の記述
- (d) 企業が当該制度の規約及び条件に基づいて他の企業の債務について制度に対する責任を負う可能性のある範囲の記述

150 第149A項及び第149C項で要求されている開示目的を満たすために提供する第149項(c)及び(d)で要求している情報は、次の他のグループ企業の財務諸表を財務諸表利用者が企業の財務諸表と同じ条件でかつ同時に利用可能である場合には、他のグループ企業の財務諸表における開示への相互参照により開示することができる。

- (a) 当該グループ企業の財務諸表において、当該制度に関して要求される情報が別個に識別され、開示されており、かつ、
- (b) 当該グループ企業の財務諸表を、企業の財務諸表と同じ条件で、かつ、同時期又はそれよりも早く、財務諸表利用者が入手可能である。

他のIFRSの開示要求

151 [削除]

152 [削除]

その他の長期従業員給付

...

開示

158 [削除]

全体的な開示目的

158A 企業は、その他の長期従業員給付の性質及び当該給付が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

解雇給付

...

開示

171 [削除]

全体的な開示目的

171A 企業は、解雇給付の性質及び当該給付が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

...

経過措置及び発効日

...

173 企業は、本基準書をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。ただし、企業は本基準書の範囲に含まれない資産の帳簿価額を、適用開始日前に帳簿価額に含めた従業員給付費用の変動について修正する必要はない。適用開始日とは、企業が本基準書を採用する最初の財務諸表において表示する最も古い過去の期間の期首である。次の場合を除く。

(a) 企業は、本基準書の範囲に含まれない資産の帳簿価額を、適用開始日前に算入された従業員給付費用の変動について調整する必要はない。適用開始日は、企業が本基準書を適用する最初の財務諸表で表示する最も古い期間の期首である。

(b) 2014年1月1日より前に開始する期間の財務諸表においては、企業は、確定給付制度債務の感応度に関する第145項で要求している開示の比較情報を表示する必要はない。

...

180 〔最終的な修正の公表日〕公表の〔案〕「IFRS基準における開示要求－試験的アプローチ」(IFRS第13号及びIAS第19号を修正した)により、第24項、第33項から第34項、第36項、第42項、第118項、第150項及び第173項が修正され、第25項、第53項から第54項、第135項から第147項、第148項、第149項、第151項から第152項、第158項及び第171項が削除され、第25A項、第54A項、第147A項から第147W項、第148A項から第148D項、第149A項から第149D項、第158A項、第171A項及びA2項からA7項が追加された。企業は当該修正を〔発効日〕以後開始する最初の事業年度から適用しなければならない。当該修正の早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

[案] IAS 第19号の付録A（適用指針）の修正

付録の表題の直後の斜体での注釈を修正する。A1項の前に見出しを追加する。A2項からA7項及び関連する見出しを追加する。新規の文言に下線を付している。

この付録はIAS第19号「従業員給付」本基準書の不可欠の一部である。第92項から第93項及び第147J項の適用を説明しており、当該基準書IFRSの他の部分と同じ権威を有している。

従業員又は第三者からの拠出（第92項から第93項）

A1 従業員又は第三者からの拠出についての会計処理の要求事項を、下の表で例示している。

...

確定給付制度に係る予想将来キャッシュ・フロー（第147J項）

A2 確定給付制度債務の予想キャッシュ・フローへの影響に関して開示すべき情報を決定する際に、企業は、制度の性質、制度がどのように管理されているか及び制度が運営されている法域を考慮しなければならない。企業は、将来キャッシュ・フローに関して制度の受託者又は管理者が定期的に確認する情報も考慮する場合がある。

A3 確定給付制度債務が企業の将来キャッシュ・フローに与える影響の評価及び当該債務が企業の経済的資源にどのように影響を与える可能性があるかの評価において財務諸表利用者を支援するため、本基準書の第147J項は、当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務が企業の将来キャッシュ・フローに与えると予想される影響に関する情報を提供することを企業に要求している。

A4 企業は通常、企業が当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務に充当するために制度に拠出する予想将来キャッシュ・フローのみを開示することによって、開示目的を満たす。このアプローチを通じて提供される情報は、開示目的における要求を直接的に満たすことになる。企業がこのアプローチを採用するにあたり考慮する要因の例として、次のものがある。

(a) 予想される将来の拠出が、当報告期間の末日現在の確定給付制度債務への対処に限定されているかどうか。これに当てはまる可能性があるのは、例えば、企業の確定給付制度が、新規加入者に対して及び現在の加入者への給付の追加的な発生に対して閉鎖されている場合である。

(b) 企業が当報告期間の末日現在の確定給付制度債務に対処するための将来の拠出を、将来の従業員の勤務についての他の将来の拠出と区分して決定するかどうか。

A5 本基準書の第147L項(a)から第147L項(b)に記述している情報項目は、A4項に記述した状況において企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

A6 しかし、一部の企業については、第147J項における開示目的を満たすための代替的な

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

方法は、当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務を充当するための予想将来キャッシュ・フローを他の予想将来キャッシュ・フローと区別せずに、確定給付制度全体についての予想将来キャッシュ・フローを開示することである可能性がある。このアプローチを通じて提供される情報は、当該開示目的における要求の範囲を超えるものであろう。このアプローチを採用すべきかどうかを評価するにあたり、企業は、当報告期間の末日現在で認識している確定給付制度債務に対処するための将来の拠出を、将来の従業員の勤務に対する将来の拠出と区分して合理的に決定できないのかどうかを検討する。これは、例えば、次の場合に当てはまる可能性がある。

- (a) 企業の確定給付制度が、新規加入者に対して又は現在の加入者への給付の発生に対して、依然として開放されている場合
- (b) 予想される将来の拠出を律する具体的な法律又は規制が、制度全体について定められている場合

A7 本基準書の第147L項(c)から第147L項(d)に記述している情報項目は、A6項に記述した状況において企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある。

〔案〕 その他の基準書の修正

IAS 第34号「期中財務報告」

第16A項を修正し、第60項を追加する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

期中財務報告書の内容

...

その他の開示

16A 第15項から第15C項に従った重大な事象及び取引の開示に加えて、企業は、次の情報を期中財務諸表の注記又は期中財務報告書の他の箇所に記載しなければならない。以下の開示は、期中財務諸表に記載するか、財務諸表利用者が期中財務諸表と同じ条件で同時に利用できる他の文書（経営者による説明又はリスク報告書など）に期中財務諸表から参照することによって組み込むかのいずれかとしなければならない。財務諸表利用者が、参照によって組み込まれている情報へのアクセスを同じ条件で同時に有していない場合には、その期中財務報告書は不完全である。情報は、通常、期首からの累計ベースで報告しなければならない。

...

(j) 金融商品について、IFRS第13号「公正価値測定」の第100項から第101項、第103項、第107項、第111項及び第114項の開示目的における要求事項を満たすための公正価値に関する情報第91項から第93項(h)、第94項から第96項、第98項及び第99項、並びにIFRS第7号「金融商品：開示」の第25項、第26項及び第28項から第30項で要求されている公正価値に関する開示

...

発効日

...

60 〔最終的な修正の公表日〕公表の〔案〕「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」（IFRS第13号及びIAS第19号を修正した）により、第16A項が修正された。企業は当該修正を〔発効日〕以後開始する最初の事業年度から適用しなければならない。当該修正の早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」

第 17 項を修正し、第 21 項を追加する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

合意事項

...

表示及び開示

...

17 報告期間の末日後ではあるが財務諸表の発行の承認の前に、企業が非現金資産を分配する配当を宣言した場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

...

(c) 分配される資産の報告期間の末日現在の見積公正価値（帳簿価額と異なる場合）並びにIFRS 第13号の第103項及び第107項の開示目的における要求事項を満たすための第93項(b)、(d)、(g)及び(i)並びに第99項で要求している当該公正価値の測定に用いた方法に関する情報

発効日

...

21 「最終的な修正の公表日」公表の「案」IFRS基準における開示要求－試験的アプローチ（IFRS第13号及びIAS第19号を修正した）により、第17項が修正された。企業は当該修正を「発効日」以後開始する最初の事業年度から適用しなければならない。当該修正の早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

審議会による2021年3月公表の公開草案「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」の承認

公開草案「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」（IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正を提案している）は、国際会計基準審議会の13名のメンバーのうち10名により公表が承認された。ロイド氏、エーデルマン氏及びガスト氏は公表に反対票を投じた。彼らの代替的見解は結論の根拠の後に示されている。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ザッカリー・ガスト

陸 建橋

ブルース・マッケンジー

トーマス・スコット

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー

[案] IFRS 第 13 号に付属する設例の修正

IE1 項は修正していないが参照の便宜のため含めている。IE59 項を修正する。設例 15 において、設例の表題及び IE60 項を修正し、公正価値で測定する資産を例示した表を削除し、公正価値で測定する資産及び負債を例示した新たな表を追加する。設例 16 において、IE61 項を修正する。設例 17 において、IE63 項を修正し IE64 項を削除する。設例 18 において、設例の表題及び IE65 項を削除する。読みやすくするため、IE64 項及び IE65 項の削除する文言は含めていない。設例 19 において、設例の表題及び IE66 項を修正する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

これらの設例は、*IFRS 第13号*に付属しているが、その一部を構成するものではない。これらは *IFRS 第13号*の諸局面を例示しているが、*解釈上のガイダンス*の提供を意図したものではない。

IE1 これらの設例は、企業がさまざまな評価の状況で資産及び負債を公正価値で測定する際に適用するかもしれない判断を例示する仮想的な状況を表現している。設例の一部の局面は実際の事実パターンにおいて存在する可能性があるが、*IFRS 第13号*を適用する際には、具体的な事実パターンのすべての関連性のある事実及び状況を評価する必要がある。

...

公正価値の開示

IE59 設例15から設例17及び設例19では、本基準書の第103項、第107項、第111項及び第114項の開示目的における要求事項を満たすために企業が提供する可能性のある第92項、第93項(a)、(b)及び(d)から(h)(i)並びに第99項で要求している開示を例示している。

設例15——公正価値で測定される資産及び負債

IE60 企業が本基準書の第103項における開示目的を満たすため、本基準書の第105項は、報告期末に公正価値で測定される資産及び負債について、本基準書は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債の各クラスの資産及び負債のそれぞれのクラスについて公正価値測定に関する定量的開示を公正価値ヒエラルキーのレベルごとに要求している。企業は、当該要求本基準書の第93項(a)及び(b)に従うために、資産及び負債について次のような事項を開示するかもしれない。

| (単位：百万CU) | 下記を使用した当報告期間の末日現在の公正価値測定 | | | |
|-----------------------------|--------------------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | 活発な市場 における 同一資産の 相場価格 (レベル1) | 重大な他の 観察可能な インプット (レベル2) | 重大な観察可能 でない インプット (レベル3) |
| 項目 | X9年 12月31日 | | | |
| 経常的な公正価値測定 | | | | |
| 資産 | | | | |
| トレーディング証券 ^(a) ： | | | | |
| 不動産業 | 73 | 50 | 23 | |
| 石油・ガス産業 | 45 | 45 | | |
| その他 | 35 | | | 35 |
| トレーディング証券合計 | <u>153</u> | <u>95</u> | <u>23</u> | <u>35</u> |
| 投資不動産 | 58 | | | 58 |
| 投資不動産合計 | <u>58</u> | | | <u>58</u> |
| 負債証券： | | | | |
| 住宅ローン担保証券 ^(b) | 149 | | 124 | 25 |
| 商業不動産ローン担保証券 ^(c) | 150 | | 127 | 23 |
| 債務担保証券 | 35 | | | 35 |
| 政府証券 | 33 | 33 | | |
| 社債 | 45 | 9 | 36 | |
| 負債証券合計 | <u>412</u> | <u>42</u> | <u>287</u> | <u>83</u> |
| デリバティブ： ^(d) | | | | |
| 金利契約 | 17 | | 17 | |
| 外国為替契約 | 43 | | 43 | |
| 信用契約 | 38 | | | 38 |
| 商品先物契約 | 21 | 21 | | |
| 商品先渡契約 | 20 | | 20 | |
| デリバティブ合計 | <u>139</u> | <u>21</u> | <u>80</u> | <u>38</u> |
| 負債 | | | | |
| トレーディング証券 ^(a) ： | | | | |
| 不動産業 | (60) | (42) | (18) | |
| 石油・ガス産業 | (24) | (24) | | |
| トレーディング証券合計 | <u>(84)</u> | <u>(66)</u> | <u>(18)</u> | |
| 条件付支払対価 ^(e) | (80) | | | (80) |
| 条件付支払対価合計 | <u>(80)</u> | | | <u>(80)</u> |
| デリバティブ： | | | | |
| 金利契約 | (60) | | (60) | |
| 外国為替契約 | (15) | | (15) | |
| 指標連動スワップ | (35) | | (35) | |
| 商品先渡契約 | (29) | | (29) | |
| デリバティブ合計 | <u>(139)</u> | | <u>(139)</u> | |
| 非経常的な公正価値測定 | | | | |
| 売却目的保有の資産 ^(f) | 26 | | 26 | |
| 非経常的な公正価値測定合計 | <u>26</u> | | <u>26</u> | |

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

- (a) 企業はトレーディング証券の性質、リスク及び他の特性を分析し、トレーディング証券を業種別に表示することが、当該証券が企業に与える影響に関する目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供すると判断した。
- (b) 住宅ローン担保証券の公正価値は、市場相場価格（利用可能な場合）、購入コミットメント及び市場参加者からの売値情報に基づいている。当該価格は、必要な場合には、当該証券に組み込まれたサービシング価値を含め、そうした証券の具体的な特性を考慮に入れるように修正される。これらの修正は、評価に対する観察可能でないインプットであるが、これらのインプットの変動に対するローンの公正価値の感応が比較的低いため、重大でないと考えられる。
- (c) 商業不動産ローン担保証券の公正価値は、指標金利のスワップ・カーブ、ホール・ローン・セール及び代理人販売取引に基づいている。これらのローンに係る重大な観察可能でないインプット（代理人に売却するものを除く）は、指標金利に適用されるスプレッドに関する経営者の仮定である。観察可能でないインプットの重大性に基づいて、企業はこのポートフォリオをレベル3に分類した。サービシングを保持して代理人に売却する商業不動産ローン担保証券については、公正価値をサービシングのキャッシュ・フローの見積り（観察可能でないインプット）について修正する。この修正は、このインプットの変動に対するローンの公正価値の感応度が比較的低いため、重大でないと考えられる。
- (d) 企業が締結するデリバティブの大多数は、店頭取引で実行される。したがって、これらのデリバティブは主としてレベル2に分類される。これらのモデルに対する容易に観察可能な市場のインプットが、最近の売買、ディーラーの気配値、イールドカーブ、インプライド・ボラティリティ又は他の市場関連データで裏付けられているからである。
- (e) 条件付支払対価CU80百万は、20X7年のABC社の事業の取得に関するものである。この対価は、今後5年か7年にわたり支払うものと見込まれ、関連製品の合計収益及び外貨の変動に基づいて変動することとなる。この条件付支払対価の測定には、重大な観察可能でないインプットの使用が必要となる。したがって、この対価はレベル3に分類される。さらに詳細な情報は、注記X「条件付対価負債」で示している。
- (f) IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、帳簿価額がCU35百万の売却目的保有資産を公正価値CU26百万から売却コストCU6百万を控除した額（すなわち、CU20百万）まで評価減して、CU15百万の損失が生じ、これを当期の純損益に含めた。

| （単位：百万CU） | | 報告期間末現在の下記を用いた公正価値測定 | | | 利得 （損失） 合計 |
|---|-----|----------------------|--|---------------------------------------|------------------|
| | | X9年 12月 31日 | 活発な市場 における 同一資産の 相場価格 （レベル1） | 重大な他の 観察可能な インプット （レベル2） | |
| 経常的な公正価値測定 | | | | | |
| 売買目的の持分証券 ^(a) ： | | | | | |
| 不動産業 | 93 | 70 | 23 | | |
| 石油・ガス産業 | 45 | 45 | | | |
| その他 | 15 | 15 | | | |
| 合計 | 153 | 130 | 23 | | |
| その他の持分証券 ^(a) ： | | | | | |
| 金融サービス業 | 150 | 150 | | | |
| 医療産業 | 163 | 110 | | 53 | |
| エネルギー産業 | 32 | | | 32 | |
| プライベート・エクイティ イ・フレンド投資 ^(a) | 25 | | | 25 | |
| その他 | 15 | 15 | | | |
| 合計 | 385 | 275 | | 110 | |
| 債券： | | | | | |
| 住宅ローン担保証券 | 149 | | 24 | 125 | |
| 商業不動産ローン担保証券 | 50 | | | 50 | |
| 債務担保証券 | 35 | | | 35 | |
| 無リスクの政府証券 | 85 | 85 | | | |
| 社債 | 93 | 9 | 84 | | |
| 合計 | 412 | 94 | 108 | 210 | |
| ヘッジファンド投資： | | | | | |

| | | | | |
|--|--------------|------------|------------|------------|
| 株式—買持ち/売持ち | 55 | | 55 | |
| 国際投資機会 | 35 | | 35 | |
| 高利回り債券 | 90 | | | 90 |
| —合計 | <u>180</u> | | <u>90</u> | <u>90</u> |
| デリバティブ: | | | | |
| 金利契約 | 57 | | 57 | |
| 外国為替契約 | 43 | | 43 | |
| 信用契約 | 38 | | | 38 |
| 商品先物契約 | 78 | 78 | | |
| 商品先渡契約 | 20 | | 20 | |
| —合計 | <u>236</u> | <u>78</u> | <u>120</u> | <u>38</u> |
| 投資不動産: | | | | |
| 商業用—アジア | 31 | | | 31 |
| 商業用—ヨーロッパ | 27 | | | 27 |
| —合計 | <u>58</u> | | | <u>58</u> |
| 経常的な公正価値測定合計 | <u>1,424</u> | <u>577</u> | <u>341</u> | <u>506</u> |
| 非経常的な公正価値測定 | | | | |
| 売却目的保有の資産 ^(a) | 26 | | 26 | 15 |
| 非経常的な公正価値測定合計 | <u>26</u> | | <u>26</u> | <u>15</u> |
| —(注: 同様の表が負債についても作成される (企業が他の様式の方が適切と判断する場合を除く。)— | | | | |
| (a) 証券の内容、特徴及びリスクの分析に基づいて、企業は、業種別の表示が適切と判断した。 | | | | |
| (b) 投資の内容、特徴及びリスクの分析に基づいて、企業は、単一のクラスとしての表示が適切と判断した。 | | | | |
| (c) IFRS 第5号に従って、売却目的保有の帳簿価額CU35百万の資産が、公正価値のCU26百万から売却コストCU6百万を控除した額 (CU20百万) まで評価減された。これによりCU15百万の損失が生じ、当期の純損益に含められている。 | | | | |

設例16—公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の調整表

IE61 企業が本基準書の第114項における開示目的を満たすため、本基準書の第116項は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、本基準書は、資産及び負債の各クラスについて公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な測定のための公正価値測定の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表を要求している。企業は、当該要求本基準書の第93項(c)及び(d)に従うために、資産について次の内容を開示するかもしれない。

...

設例17—評価技法及びインプット

IE63 本基準書の第107項における開示目的を満たすため、公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値測定については、本基準書は、その公正価値測定に用いた評価技法及びインプットの説明の開示を企業に要求している。公正価値測定に用いた重大な評価技法及びインプットを公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されるものと評価した企業は、公正価値測定については、使用した重大な観察可能でないインプットに関する情報は定量的なものとしなければならない。企業が、本基準書の第93項

(d)に従って、公正価値測定で用いた重大な観察可能でないインプットの開示の要求に従うために、資産について下記の内容を開示するかもしれない。

...

IE64 [削除]

設例18——評価プロセス

IE65 [削除]

設例19——合理的に考えられる代替的な公正価値測定重大な観察可能でないインプットの変化への感応度に関する情報

IE66 本基準書の第111項における開示目的を満たすため、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、本基準書は、重大な観察可能でないインプットの変化に対する公正価値測定の感応度の記述的な説明、及びそれらの観察可能でないインプット間の相関の説明を提供することを企業に要求している。企業は、本基準書の第93項(h)(i)に従うために、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類した住宅ローン担保証券に関する下記の内容を開示するかもしれない。

企業の住宅ローン担保証券の公正価値測定で用いている重大な観察可能でないインプットは、早期返済率、倒産確率、及び債務不履行時における損失強度である。公正価値の見積りは、倒産確率及び損失強度が高くなった場合又は早期返済率が低くなった場合には増加することになる。20X9年12月31日現在で、代替的な公正価値は、倒産確率及び損失強度についての10%の変動（増加及び減少）及び早期返済率についての4%の変動を仮定して算定された。これらの代替的な仮定を同時に適用し、同じ評価モデルを使用すると、公正価値のCU5.6百万以内の増加又はCU6.9百万以内の減少が生じることになる。これらのインプットの重大な増加（減少）は、それら単独では、公正価値測定の著しい低下（上昇）を生じることとなる。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、損失強度に関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、早期返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴う。

[案] IAS 第19号に付属する設例の修正

IE1項からIE3項及び関連する見出し並びに開示例を追加する。読みやすくするため、これらの項には下線を付していない。

これらの設例は、IAS 第19号に付属しているが、その一部を構成するものではない。これらはIAS 第19号の諸局面を例示しているが、解釈上のガイダンスの提供を意図したものではない。

IE1 これらの設例は、企業がIAS 第19号の要求事項のいくつかを従業員給付の取決めにどのように適用する可能性があるのかを例示する仮想的な状況を表現している。各設例における分析は、当該要求事項を適用できる唯一の方法を示すことを意図したものではない。設例の一部の局面は実際の事実パターンにおいて存在する可能性があるが、IAS 第19号を適用する際には、具体的な事実パターンのすべての関連性のある事実及び状況を評価する必要がある。

…

確定給付制度に係る基本財務諸表上の金額

IE2 企業が本基準書の第147D項の開示目的における要求事項を満たすために、本基準書の第147F項は、確定給付制度に関して、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、キャッシュ・フロー計算書に含めた金額について、繰延税金資産又は繰延税金負債とともに、開示を要求している。設例1は、企業が当該要求にどのようにして準拠することができるのかを例示している。

設例1—確定給付制度に係る基本財務諸表上の金額

事実関係

20X3年3月31日現在、グループは世界中で従業員の給付に関するいくつかの制度を運営していた。グループは、確定給付制度を米国、英国、ドイツ、ギリシャ及びジンバブエにおいて運営している。加入者数が最大の確定給付制度は、米国及び英国にある。

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

開示例

グループの財務業績計算書

グループの財務業績計算書に認識したすべての確定給付の取決めのコストを以下に示している。

| | CU ^(a) | |
|-----------------------------|-------------------|-------------|
| | 20X3 | 20X2 |
| 当期勤務費用 | 33 | 45 |
| 過去勤務費用 | 7 | 6 |
| 正味利息費用 | 39 | 26 |
| 純損益計算書に認識 | 79 | 77 |
| 財務上の仮定の変動から生じた数理計算上の差損（益） | 64 | (50) |
| 人口統計上の仮定の変動から生じた数理計算上の差損（益） | 10 | - |
| 制度資産に係る収益（正味利息費用に含めた金額を除く） | 6 | 10 |
| 包括利益を表示する計算書に認識 | 80 | (40) |
| 財務業績計算書に認識した合計 | 159 | 37 |

(a) これらの設例において、貨幣金額は「通貨単位」(CU) で表示している。

グループの財政状態計算書

グループの財務状態計算書に認識した確定給付制度に関する確定給付制度債務の純額は、次のように分析される。

| | 20X3 年 | | | CU |
|-------------------|--------------|--------------|-----------|--------------|
| | 英国の制度 | 米国の制度 | その他の制度 | 合計 |
| 制度資産の公正価値 | 3,479 | 1,088 | 46 | 4,613 |
| 確定給付制度債務の現在価値 | (3,923) | (1,329) | (24) | (5,276) |
| 積立超過（積立不足） | (444) | (241) | 22 | (663) |

| | 20X2 年 | | | CU |
|-------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| | 英国の制度 | 米国の制度 | その他の制度 | 合計 |
| 制度資産の公正価値 | 3,326 | 1,017 | 20 | 4,363 |
| 確定給付制度債務の現在価値 | (3,750) | (1,226) | (40) | (5,016) |
| 積立超過（積立不足） | (424) | (209) | (20) | (653) |

グループは、確定給付制度債務に係る繰延税金資産を 20X3 年に CU112 百万及び 20X2 年に CU109 百万有していた。グループの繰延税金残高に関するより詳細な情報は、注記 Y で見ることができる。

グループのキャッシュ・フロー計算書

グループのキャッシュ・フロー計算書には、CU125 百万の定期的な拠出及び 20X3 年現在の積立不足を減少させるための拠出 CU208 百万が含まれている。

確定給付制度に係る予想将来キャッシュ・フロー

IE3 設例 2 から設例 4 は、企業が本基準書の第 147J 項の開示目的における要求に準拠するために開示する可能性のある情報を例示している。

設例 2—経営者の予想に基づく、当報告期間の末日現在の確定給付制度債務に充当するための予想される将来の拠出

事実関係

グループは、大部分の従業員に年金及びその他の退職後給付を提供するいくつかの確定給付制度を運営している。これらの制度は、20X1 年 1 月 31 日に新規の従業員に対して閉鎖され、20X2 年 9 月 30 日に現在の従業員についての将来の発生について閉鎖された。20X3 年 12 月 31 日現在、確定給付負債の純額は CU663 百万であり、制度資産の公正価値は予想される将来の給付支払を満たすには不十分であることを示している。

開示例

グループは、当報告期間の末日現在の積立不足への対処方法について制度の受託者との具体的な取決めを有していない。しかし、グループは、今後 6 事業年度にわたり毎年約 CU120 百万の追加的な合計拠出を行うことによって当該積立不足を減少させる見込みである。この見積りは、当報告期間の末日現在の積立不足に充当するために予想される将来の拠出のみを反映している。この将来の拠出（各報告期間の末日現在で積立不足が残っている範囲でのみ行うこととなる）の見積りは、専門的なアドバイザー及び社内の専門家の助言に基づいて作成された。

設例 3—制度の受託者又は管理者との取決めに基づく、当報告期間の末日現在の確定給付制度債務に充当するための予想される将来の拠出

事実関係

グループは、大部分の従業員に年金及びその他の退職後給付を提供するいくつかの確定給付制度を運営している。これらの制度は、20X1 年 1 月 31 日に新規の従業員に対して閉鎖され、20X2 年 9 月 30 日に現在の従業員についての将来の発生について閉鎖された。20X3 年 12 月 31 日現在、確定給付負債の純額は CU663 百万であり、制度資産の公正価値は予想される将来の給付支払を満たすには不十分であることを示している。

IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ

開示例

グループは、当報告期間の末日現在の積立不足に対処するための制度の受託者との具体的な取決めを有している。グループは、当該積立不足を6年間にわたり減少させていくことを見込んでいる。

| | CU | | | | | |
|--------------------------|------|------|------|------|------|------|
| | 20X4 | 20X5 | 20X6 | 20X7 | 20X8 | 20X9 |
| 積立不足を減少させるための 予想される拠出 | 103 | 133 | 133 | 133 | 133 | 85 |

積立不足を減少させるための予想される拠出は、20X3年3月31日に実施した評価に基づいて制度の受託者と合意した数理計算上の仮定を用いて計算した。この見積りは、当報告期間の末日現在で存在している積立不足に充当するための予想される将来の拠出のみを反映している。それらの予想される将来の拠出は、積立不足が各報告期間の末日現在で残っている範囲でのみ支払うことが必要となる。制度の受託者は、次回の積立状況評価を20X7年6月30日までに行う。

設例4－規制上の要求事項に基づく、予想される将来の拠出のパターン

事実関係

グループは、大部分の従業員に年金及びその他の退職後給付を提供するいくつかの確定給付制度を運営している。これらの制度は、20X1年1月31日に新規の従業員に対して閉鎖されたが、現在の従業員についての将来の給付は引き続き発生する。20X3年12月31日現在、確定給付負債の純額はCU663百万であり、制度資産の公正価値は予想される将来の給付支払を満たすには不十分であることを示している。

開示例

グループの方針は、毎年、少なくとも適用される法令で要求されている金額を拠出することである。20X3年に、グループはCU125百万を拠出したが、その大部分は確定給付制度に対する強制的な定期的拠出であった。現時点の仮定（給付に適格な従業員の数を含む）に基づいて、今後3事業年度にわたり、グループは制度についての強制的な拠出の率の重大な変更はないと見込んでいる。したがって、グループは、今後3事業年度の各年度に約CU125百万を確定給付制度に拠出すると見込んでいる。この見積りは、制度の全体について将来の積立義務を満たすための確定給付制度に対する予想される将来の拠出を反映している。